

会 見 年 月 日	令和3年1月20日(水)
担 当 課	建設部・上下水道部・産業振興部
問い合わせ先	担当者名： 土木課 松村 0791-43-6831 区画整理課 坂本 0791-43-6829 公園街路課 畑中 0791-43-6828 農林水産課 沼田 0791-43-6841 FAX 番号：0791-43-6974 水道課 有吉 0791-43-6889 下水道課 藤本 0791-45-2263 FAX 番号：0791-45-2910

土壌汚染対策法に基づく届出を行っていない事案について

1. 趣 旨

本市が発注する工事において、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく土地の形質変更に関する届出を行っていない事案の調査を行ったところ、無届の事案が24件あることが判明いたしました。

今後は、このような不適切な事務が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

2. 無届の件数

部	課	無届件数	うち現在稼働中
建設部	土木課	3	1
	公園街路課	5	1
	区画整理課	3	2
小計		11	4
上下水道部	水道課	8	3
	下水道課	4	2
小計		12	5
産業振興部	農林水産課	1	0
合計		24	9

3. 原 因 担当職員の認識不足による。

4. 今後の対応

- ・無届事案については、速やかに届出を提出するとともに、現在施工中の事案については、届出が完了するまでの間、工事を一時中止する。
- ・今回、多数の無届事案が発生したことを踏まえ、再発防止策を徹底する。

土壌汚染対策法関係部分抜粋

○土壌汚染対策法（平成14年 法律第53号） （抄）

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第4条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第1項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2～3（略）

○土壌汚染対策法施行規則（平成14年 環境省令第29号） （抄）

（法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第22条 法第4条第1項の環境省令で定める規模は、3,000平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあつては、900平方メートルとする。

（法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第25条 法第4条第1項第2号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

1 次のいずれにも該当しない行為

- イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
- ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
- ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること。

2～5（略）